

東大阪市庁舎管理規則（平成15年5月6日東大阪市規則第63号）

最終改正:令和3年1月20日規則第3号

改正内容:令和3年1月20日規則第3号 [令和3年1月20日]

（禁止行為）

第7条 庁舎においては、何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

- （1）凶器、爆発物その他の危険物の持ち込み、指定された場所以外の場所における火気の使用その他危険な行為
 - （2）庁舎、備品、植栽等を損傷し、汚損し、又は滅失する行為
 - （3）みだりに物を放置する行為
 - （4）面会又は寄附を強要する行為
 - （5）正常な通行の妨害となる行為
 - （6）放歌、高唱、練り歩く等の行為
 - （7）乱暴な言動、泥酔等により他人に迷惑をかける行為
 - （8）庁舎にみだりに立ち入り、又は正当な理由なく長時間庁舎にとどまる行為
 - （9）喫煙をする行為
 - （10）前各号に掲げるもののほか、庁舎における秩序を乱し、又は公務の円滑かつ適正な遂行を妨げる行為
-